

## テントサウナ、バレルサウナの設置をご検討の方へ

近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置する事例が全国で増加しています。これらは従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なることから、新たな防火安全対策が必要となります。

そこで、火災予防条例が改正(令和8年3月31日施行)され、テントやバレルに設置するサウナストーブは、「簡易サウナ設備」と呼ばれることとなり、従来のサウナ設備(一般サウナ設備)とは別の規制を受けることとなります。



テントサウナ(左)、バレルサウナ(右)の一例  
(総務省消防庁HPより引用)

### 簡易サウナ設備とは

屋外その他の直接外気に接する場所に設ける**テント型サウナ室**(サウナ室のうちテントを活用したもの)又は**バレル型サウナ室**(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のもの)に設ける**放熱設備**であって、**定格出力6キロワット以下のもの**であり、かつ、**薪又は電気を熱源とするもの**をいいます。

この定義に該当しないものは従来のサウナ設備(一般サウナ設備)としての規制を受ける場合があります。



サウナストーブの一例  
(総務省消防庁HPより引用)

### 設置にあたっての注意点

設置工事前に簡易サウナ設備の仕様や設置場所等を確認する必要がありますので、設置をご検討の方は以下をご参考いただき事前に消防と打ち合わせをすることをおすすめします。

- ① 設置する際には、周囲の可燃物との間に火災予防上安全な距離(離隔距離)を確保する必要があります。離隔距離については「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」において検証した製品を検討会ホームページ(総務省消防庁)で示しているほか、簡易サウナ製造事業者が実験により安全性を確認した距離を一般社団法人アウトドアサウナ協会がとりまとめ、ホームページに公表する予定となっております。
- ② 簡易サウナ設備に異常な温度上昇があった場合に熱源(電気ストーブ)を遮断できるように**手動及び自動の装置**(過熱防止装置等)を設ける必要があります。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備は、周囲に**消火器**を設置することで足りります。

### 届出について

簡易サウナ設備は、火を使用する設備に該当していることから従来のサウナ設備と同様に事業のために設置するものについては**消防署への届出**が必要となります。個人が設けるもの(所有者本人が私生活の用に供するために設けるもの)は届出不要です。届出は、設置工事に着手する日の7日前までに所定の様式(徳島中央広域連合消防本部ホームページよりダウンロード)にて行ってください。



安心・安全のまちづくりのため、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

徳島中央広域連合〈お問い合わせ・届出〉

消防本部消防課・・・TEL0883-26-1191

東消防署予防係・・・TEL0883-26-1196

中消防署予防係・・・TEL088-695-2149

西消防署予防係・・・TEL0883-42-2029

